（抑制区域）
第8条　町長は、町民の生命及び財産の保護、良好な景観形成並びに豊かな自然環境及び町民の生活環境の保全を図るため、太陽光発電設備設置事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定する。

（適用範囲）
第9条　この条例の規定は、抑制区域内で実施しようとする太陽光発電設備の発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備設置事業（以下「事業」という。）に適用する。
2　同一の事業者（土地の所有者又は占有者のいずれかが同一の場合を含む。）が、既に完了し、又は実施中の事業に係る土地に隣接して事業をする場合については、これらを一つの事業とみなして、前項の規定を適用する。

（標識の設置）
第10条　事業者は、地域住民等に事業の計画を公開し、周知するため、次条に規定する事前協議を行う30日以上前から第19条第2項の規定による通知を受けた日まで、規則で定めるところにより、事業区域内の道路に面した見やすい場所に標識を設置しなければならない。
2　事業者は、事業内容を変更しようとするときは、前項の規定により設置した標識に変更する内容を掲示しなければならない。
3　事業者は、第1項の規定により標識を設置したとき、又は前項の規定により標識の掲示内容を変更したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

（事前協議）
第11条　事業者は、第15条に規定する届出を提出しようとするときは、当該届出を行う60日前までに、事業に関する計画について町長と協議しなければならない。
2　前項の規定による協議は、規則で定める資格を有する者（次条において「設計者」という。）が行わなければならない。
3　町長は、第1項の規定による協議が終了したときは、事業者に該当協議が終了した旨を通知するものとする。

（説明会の開催）
第12条　事業者は、第10条第1項の規定による標識の設置後、速やかに地域住民等に対して規則で定める事項に関する説明会を開催しなければならない。
2　町長は、説明会の開催日時を町民に公表する。
3　前項の規定による地域住民等への説明会における説明は、設計者が行わなければならない。
4　事業者は、第1項の規定により地域住民等への説明会を開催したときは、その旨を速やかに町長に報告しなければならない。
5　事業者は、地域住民等の理解が得られるよう説明に努めなければならない。
6　第1項から前項までの規定は、第10条第2項の規定による事業内容を変更した場合について準用する。

（意見の申出）
第13条　地域住民等は、前条の規定による説明会を開催した事業者に対し、事業に関する計画について意見を申し出ることができる。
2　事業者は、地域住民等から意見の申出があったときは、その内容を速やかに町長に報告しなければならない。

（地域住民等との協議）
第14条　事業者は、前条第1項の規定による意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該申出をした地域住民等と協議しなければならない。
2　事業者は、第1項の規定により協議を行ったときは、その結果を速やかに町長に報告しなければならない。

（事業の届出）
第15条　事業者は、第11条第3項の規定による通知を受けて事業を実施しようとするときは、事業計画書その他規則に定める書類を町長に届出なければならない。
2　町長は、届出を受けた事業が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見をもとめることができる。

（協定の締結等）
第16条　事業者は、事業の実施に必要な手続を終了したときは、事業に関する協定を町長と締結しなければならない。
2　事業者は、前項の規定により締結した協定を忠実に履行し、誠実に守らなければならない。
3　事業者は、事業区域内の土地又は太陽光発電設備を第三者に譲渡しようとするときは、譲受人に対して、第1項の規定により締結した協定内容並びに町長及び地域住民等との協議内容及び指示事項を遵守させなければならない。

（事業の着手）
第17条　事業者は、前条第1項の規定による協定の締結後、事業に着手しようとするときは、その旨を町長に届出なければならない。

（関係書類の閲覧）
第18条　事業者は、当該事業を行っている間、地域住民等から求めがあったときは、この条例の規定により町長に提出した書類の写しを速やかに閲覧させなければならない。

（事業の変更等）
第19条　事業者は、事業の内容又は事業を変更しようとするときは、その旨を町長に速やかに届出ねばならない。当該事業を取り下げるときも、同様とする。

（完了確認等）
第20条　事業者は、事業の造成工事、太陽光発電設備設置工事若しくは付帯工事を中止又は完了したときは、速やかにその旨を町長に届け出て、確認を受けなければならない。
2　町長は、前項の規定による届出の内容を確認したときは、その旨を事業者に通知するものとする。

（維持管理）
第21条　事業者は、太陽光発電設備及び事業区域内を自らの責任において適正に維持管理しなければならない。

（廃止の届出）
第22条　事業者は、太陽光発電設備設置事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を町長に届け出しなければならない。
2　事業者は、当該太陽光発電設備設置事業の廃止後は、太陽光発電設備を撤去し、適正に処分又はその他必要な措置を速やかに講じなければならない。
3　事業者は、前項に規定する措置が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に町長に届け出なければならない。

（地位の承継）
第23条　事業者から事業譲渡又は相続、合併もしくは分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に町長に届け出なければならない。

（事業者が所在不明になった場合等）
第24条　土地所有者等は、事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なる者である場合に限り、事業者に代わり必要な措置を講じなければならない。

（報告の徴収及び立入調査）
第25条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して、報告若しくは資料の提出を求め、又は関係職員を事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。
2　前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書等を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3　第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指導、助言）
第26条　町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導、又は助言することができる。
2　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
(1)事業者が第15条第1項、第19条第1項及び第20条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
(2)事業者が、第16条第1項の規定による協定の締結をせず、太陽光発電設備設置工事に着手したとき。
(3)事業者が、第21条に規定する適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与える恐れがあるとき。
(4)事業者が、第22条第2項の規定による措置を講じなかったとき。
(5)事業者が、第23条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
(6)事業者が、前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による事業区域への立入り若しくは必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定よる質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
(7)事業者が、前項の規定による指導、助言に正当な理由がなく従わなかったとき。
3　事業者は、前2項に規定する指導、助言又は勧告を受けた場合は、当該指導、助言又は勧告により講じた措置の内容について、速やかに町長に報告しなければならない。

（公表）
第27条　町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。
2　町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

（国又は県への通知）
第28条　町長は、文書にて指導、助言及び勧告を行った場合は、関連資料を添えて、その内容及び事実を国又は県へ通知することができる。

（防災等の措置）
第29条　事業者は、事業により周辺地域に倒木、がけ崩れ、出水又は土砂の流出による災害が生じないよう擁壁その他の土留め施設等の設置について安全上必要な措置を講じなければならない。
2　事業者は、工事の休止又は廃止をしようとするときは、既に施行された工事によって周辺地域住民に被害を及ぼさないよう適切な措置を講じなければならない。

（生活妨害防止の措置）
第30条　事業者は、当該事業に関し、運行する自動車等による近隣住民に対する生活妨害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

（文化財の発見）
第31条　事業者は、事業実施に当たり文化財を発見したときは、速やかに嵐山町教育委員会に報告し、その保存、管理等について協力しなければならない。

（災害の復旧）
第32条　事業者は、事業に起因して災害が発生したときは、町その他の関係機関と速やかに協議し、誠意をもって災害の復旧を行わなければならない。

（委任）
第33条　この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日等）
1　この条例は、令和○年○月○日から施行する。